

カーボンフットプリント制度試行事業口 意見公募結果報告書

報告日	2011年9月26日				
意見公募実施期間	2011年8月1日 ~ 2011年8月5日				
PCR原案受付番号	PDE-098				
製品の属する分類	食用鳥卵				
計画実施事業者等					
意見番号	NO.	該当項目	御意見の内容	御意見の理由	御意見に対する考え方
1	2-2	対象とする構成要素	「同梱する付属品」とあるが、何を指すのか不明	この項にしか出てこない用語以降で、記述も規定もない	「包装資材」に統一し「同梱する付属品」を削除しました。4用語および定義に「包装資材」の定義を追加しました。
2	2-2 3 4項以降の各項	対象とする構成要素 引用規格およびPCR	「包装資材」「物流時の輸送資材」とあるが、本質は同じものではないか せっかく「容器包装」を引用しているのだから、「容器包装」で統一すればよい	「段ボール箱」「パルプモールド容器」「プラスチック成形品(卵パック)」「プラスチックコンテナ」などを指すものと思われ、これらはみな「容器包装」である	最終消費財に含まれない、物流時の輸送資材については、副資材として製造または廃棄・リサイクルに係るGHG排出量をそれぞれが発生する段階に計上するため、用語を分けて定義いたしました。ご指摘のとおり、本質は同じ「容器包装」ですが、このPCRでは最終消費財を構成する原材料としての資材と、副資材としての資材を明確に分けるため、「包装資材」と「輸送資材」の2つの用語で分別することといたします。
3	3 4項以降の各項	引用規格およびPCR	「容器包装のPCR」を引用しているのはよいが、以降の各項で、「容器包装PCRのどこを引用したのか」「どう使うのか・・・」等についての規定が不十分	例えば、『使用する容器包装がプラスチック製容器包装の場合は、「PA-BC プラスチック製容器包装」の「容器包装製造原材料調達段階」、「容器包装製造段階」および「容器包装輸送段階」の規定に従う』などの規定が必要	引用PCRの使用段階については、11-5の廃棄物等の適正処理シナリオに適用方法の記載をしております。
4	5-1	算定の単位	算定の単位は卵1個当たりなど重量以外の方が計算しやすいのではないか。	6-4配分で、重量と書かれていたりするが、配分は個数や羽数などになるのではないか。配分する前に100g単位にするのは適切ではないと考える。	鶏卵1個あたりの重量については、農林水産省規格で定められたサイズ間だけでも40g~76gと大きな差があります。わが国では、慣例的に鶏卵は重量取引がなされていること、生産農場での生産量管理においても、重量管理が基本であること等から、重量による配分が合理的かつ妥当であると考えます。このPCRでは重量比による配分を行うことといたします。
5			「なお、最終消費財である・・・カーボンフットプリント値は、標準重量を用いて換算する」は、13-1 表示単位の項に記載すべきではないか。		ご指摘のとおり、13-1 表示単位の項に記載いたしました。

意見番号	NO.	該当項目	御意見の内容	御意見の理由	御意見に対する考え方
6	5-2 6-1 附属書A(規定)	ライフサイクル段階 ライフサイクルフロー図	『加工用卵(中間財)の場合は、～流通段階までを対象とする。』との規定があるが、「困難だから～LC段階を途中で止めてしまった…」と読める規定は適当でない 「中間財」は、「最終製品(最終消費財)」の原材料だから、必要のないLC段階があるのではないか		ご指摘を受けて、記述を変更しました。 なお、採卵プロセスから発生する「加工用卵」は、「原料卵」と同一のLC段階を経て生産されること、また、選別包装プロセスから発生する「加工用卵」は、「包装資材」、「輸送資材」および包装工程を除き、「包装済み卵」と同一のLC段階を経て生産されること、包装工程に係るGHG排出量のみを分けて把握することが困難であると考えことから、「加工用卵」のフローとして合理的かつ必要なLC段階になっているものと考えます。 また、「加工用卵」の用語の定義にもあるとおり、加工用卵には、特大、特小、ヒビ、奇形、汚れ等の「規格外卵」の他、「正常卵」も含むため、出荷先以外で、包装済み卵の中身とを分ける明確な線引きが困難であると考えます。 「加工用卵」としてのフロー図も、関連する部分に関しては附属書Aと同一のものになります。 「食用鳥卵」のフロー図としては、今後、「鶏卵」以外に「うずら卵」や「アヒル卵」等のフロー図も追加されることが想定されることから、現時点で、このPCRで規定する「鶏卵」のフロー図は1枚にまとめて整理することといたします。
			この原案どおりで分かりやすくするには、「中間財用の附属書」と「最終消費財用の附属書」の2枚で規定すべきで、「中間財規定」および「中間財用の附属書」では、「最終消費財」の生産段階との関係をはっきりと規定すべきである	「附属書A」1枚で説明すると分かりにくく、混乱するため、無理がある。できるだけ別の附属書に分けるべき	
7	5-2 附属書A(規定)	ライフサイクル段階	中間財の場合は全てを原材料調達段階に計上した方がよいのではないか。  「中間財」も同時に表記したい場合は、原案作成者の規定する3段階を、すべて「原材料調達段階」に含ませ、そのなかで、「加工用卵原材料調達段階」、「加工用卵製造段階」および「加工用卵輸送段階」の3つのサブステージに分けて整理するとよい。	鳥卵を使った最終消費財の場合は、原材料調達段階で計上するため、中間財の場合は「原材料調達段階から流通段階までを対象とし、その負荷を原材料調達段階に計上する」としてはどうか。  サブステージを設けることは、有効な手段だが、その場合にも“名称”を変えないと(生産がダブらないように製造とする)引用等で混乱する。 PCR「PA-BC:プラスチック製容器包装」を参照。	このPCRは中間財に主眼を置いた構成になっておりませんが、「対象商品は可能な限り広く定義する」という本制度の趣旨に則って、中間財についても適用できる内容になっております。そのため、全てを原材料調達段階に移してサブステージを設けることはせずに、ご指摘を受けた記述変更により対応することといたします。
8	6-5 7-6	カットオフ その他	「カットオフ」について、異なった規定があるのは適当でない		7-6のカットオフの記載は、6-5のカットオフに含まれていると考えられることから削除いたしました。
9	8-1⑥ 8-2⑥	データ収集範囲に含まれるプロセス データ収集項	(原案でいう)輸送資材の「投入量」は、原材料調達段階で計上したほうがよい	「CFP算定結果、表示検証申請書」の「データ入力と算出結果の詳細報告書」等と整合したほうがよい。	最終消費財に含まれない、物流時の輸送資材については、副資材として製造または廃棄・リサイクルに係るGHG排出量をそれぞれが発生する段階に計上するため、原材料調達段階ではなく生産段階で「投入量」を計上いたしました。
10	7-6 8-6 9-6	その他	【～の特例】で統一されていない。	混在しており、記載例等のルールに従って統一すべきである。	【～の特例】と【～の規定】を使い分けて記述しております。

意見番号	NO.	該当項目	御意見の内容	御意見の理由	御意見に対する考え方
11	7-6	その他	【カットオフの特例】において、「一般的に投入量が微量であるワクチン類、医薬品・は…GHG排出量が特に大きい場合を除き、カットオフの対象としてもよい」とあるが、基準が曖昧である。	「投入量が微量であり、GHG排出量も微量であるために、カットオフしてもよい」と決めた方が運用しやすいと思う(概略の試算をして)。「特に大きい場合」の判断に検証員も困ると思う。	「一般的に投入量が微量であるワクチン類、動物用医薬品は、投入量や製造までのライフサイクルGHG排出量が非常に小さいことが試算により確認されたため、カットオフの対象とする。」という表記に修正しました。
12	8-6 9-6	その他	【多岐に渡る場合の特例】において、「…一定割合以上である場合は…二次データとして使用してもよい。なお、当該割合は、代表性を確保するため95%とする。」と2つの文章で記載しているが、「…95%以上である場合は…二次データとして使用してもよい。」	7-6項は2種類の割合があるのでこの様な表現を使ったのだと思う。8-6項と9-6項は1種類なので簡単な表現で良いと思う。	8-6および9-6について、ご指摘のとおり修正いたしました。
13	9-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	「製造サイト」という用語は、この項でしか出てこないプロセス名等の表記がよいのではないか		「製造サイト」の表記を「選別包装プロセス」および「採卵プロセスおよび選別包装プロセス」に変更いたしました。
14	9 (販売プロセス)	流通段階に適用する項目	「販売プロセス」は暫定対象外だが、「冷蔵・冷凍保管」については計上しなければならないのではないか。	常温販売ということはあるのではないかな。	鶏卵の流通過程における取扱い温度帯については、流通過程で卵を一時的に冷蔵し、その後、冷蔵状態から高温多湿の環境下で流通させる場合にあっては、卵殻表面に結露が生じる等卵の品質に悪い影響を及ぼすことが懸念されることから、流通から消費に至るまで一貫した管理が望ましいとされています。その観点から、現在にあっても小売において卵が常温販売されている例はしばしばあり、業界団体が公表する賞味期限設定に関するガイドラインも、常温流通を前提とした考え方により定められております。このPCRにおいては、冷蔵保管に係る負荷は、家庭内冷蔵庫における保管の期間を賞味期限の全とすることで、使用・維持管理段階に計上することで、計上漏れを防ぐことといたします。
15	13-3	追加情報の表示	「～同一または類似と判断される商品に関する～」とあるが、「同一」と「類似」を一緒に規定してはならない		「類似」の記載を削除し、「同一の商品または同一と判断される商品」に変更いたしました。
16	附属書A		「システム境界」を記入すべき 「A.1」は不要	「1」しかない	システム境界を記載しました。 現時点では鶏卵が対象のためご指摘どおり削除しました。
17	附属書C 附属書D D3		「附属書C」で規定したシナリオの設定の考え方が、「附属書D3」であるというのは、整合性がない。そもそも「附属書D3」の表も不要である	シナリオ使用による「過小評価」を避けるため、「あり得る低めの積載率」を設定するのが基本的な考え方ではないか	附属書D.3を削除いたしました。

※1 いただいた御意見のうち、本PCRに関係するもの以外については掲載しておりません。

※2 「考え方」については、報告日におけるものです。(PCRについては、その後のPCR認定委員会の審査を踏まえ、さらなる修正がなされる場合がありますので、あらかじめご了承ください。)

以上